

(平成30年度)2018年度 整備管理者【選任前研修】のご案内

整備管理者の選任前研修について

整備管理者選任制度について

2003年に新設された道路運送車両法施行規則第31条の4に規定される運輸局長が行う標記研修を下記内容で実施します。今後、**実務経験**による選任や、**補助者**として社内選任を考
えられている場合には選任予定者を受講させて下さい。
(整備士の資格保持者は受講の必要はありません)

1. 実施日時 2018年12月5日(水)
13:30~17:00
2. 主催 旭川運輸支局
3. 会場 **トラック研修センター**
旭川市流通団地2条4丁目(トラック協会3階)
4. 研修内容 (1) 整備管理者制度の趣旨、目的
(2) 整備管理者の業務、権限
(3) 点検・整備の方法
(4) 整備管理者の関係法令
※ 研修後に試問及び自己採点、解説による習熟度測定を行ないます。
5. 対象者 整備管理等の実務経験を有し、整備管理者として選任を予定されている者
6. 研修費用 研修資料費等 無料
7. 携行品 (1) 筆記用具
(2) **運転免許証等**(写真付の身分証明書)
8. 締切 11月26日(月)
9. 次回予定 平成31年3月6日(日程変更の場合あり)

選任後研修 (平成30年)2018年10月1日改正

選任した年度の次年度末までに受講し、以後1年度おきに受講。
(例年、旭川地区は1月下旬に実施) 自社間の移動は受講暦継続。

同一年度に「**選任前研修**」を受講し、選任の届出をした場合、その年度の「**選任後研修**」を受講したことと見なされます。
例 2018年度に受講・届出した場合、2020年度の研修から受講します。
※4月1日から翌年3月末までの期間を「年度」とする

資格要件 (下記いずれかに該当すること)

A	2年以上の実務経験(会社印による証明) + 選任前研修の受講
B	自動車整備士技能検定資格者
C	上記2項に掲げる技能と同等あるいは国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有している者

選任の届出

選任後速やかに届出。届出に際し「整備管理規定」の原本確認が必要。

実務経験における選任届の事例

(平成15年)2003年4月1日の改正時点で選任(改正前から)されていた以後、解任し、再選任又は別事業者で選任する場合には「選任前研修」の受講は不用ですが、改正時に選任されていたことがわかる書類「選任届のコピー等」を届出書類に添付する必要があります。

(平成15年)2003年4月1日改正時の時点で選任されていない → **選任前研修が必要**

重要

無断欠席者が多く、修了証発行等に支障が出ております。欠席する場合、必ず事前にご連絡ください。



整備管理者 選任前研修 受講申込書 (FAX)

実施日 2018年12月5日(水) 会場: トラック研修センター

(一社)旭川地区トラック協会 宛 FAX 0166-47-5079

↑ FAX用 会社/営業所名 _____ / _____ 電話 _____

本人記入欄(記入間違いが多いため、ご本人がご記入下さい。修了証の記載内容となります)

ふりがな										
受講者名						生年月日	S・H	年	月	日

氏名は**運転免許証**に記載されている字体でお願いします。

記入例

門 ×	清 ×	井 ×	本 ×	課 ×	草 ×	鳥 ×
門 ○	清 ○	井 ○	本 ○	課 ○	草 ○	鳥 ○

など

文字は略さず、崩さず、楷書でお願いします。

確認を要する字体等

辺	邊	邊	崎	崎	碕	富	富	淵	淵	沢	澤	辻	辻
己	巳	巳	広	廣	廣	浜	濱	竜	龍	滝	瀧	桧	檜

例

斉	齋	齊	齋	真	眞	桜	櫻	高	高	亘	互	互
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

など

↑ FAX用 切取線 A4サイズ ↓